

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

- 令和 8 年度用 評価校マニュアル【参考資料】「1.大学評価基準観点表」(pp.28-49) の修正箇所を朱書きとし、修正箇所以外については省略「(略)」とした。

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
基準Ⅰ ミッションと教育の効果 (略)	
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (略)	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	
A 人的資源 (略)	
B 物的資源 (略)	
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 (略)	
D 財的資源	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<input type="checkbox"/> (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①損益計算書は、過去 3 年間にわたり均衡している。 (略) <input type="checkbox"/> (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。 ①学校法人及び大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 ② (略) ③ (略) ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て <b>理事長</b> に報告している。 ⑤ (略) ⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て <b>理事長</b> に報告している。 ⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確	(略)

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
保するよう計画を策定し、管理している。	
<b>基準IV 大学運営とガバナンス</b> <b>A 大学設置法人の意思決定運営</b>	
区分	点検・評価の観点
基準IV-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。	<input type="checkbox"/> (1) 理事長は、ミッション、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 <input type="checkbox"/> (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 <input type="checkbox"/> (3) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。 <input type="checkbox"/> (4) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 <input type="checkbox"/> (5) 理事会は、大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 <input type="checkbox"/> (6) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。 <input type="checkbox"/> (7) 理事会は、学校法人運営及び大学運営に必要な規程を整備している。 <input type="checkbox"/> (8) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。 <input type="checkbox"/> (9) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 <input type="checkbox"/> (10) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。
<b>B 教学運営</b>	
区分	点検・評価の観点
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	<input type="checkbox"/> (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。 ③学長は、ミッションに基づく教育研究を推進し、大学の向上・充実に向けて努力している。 ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。 ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
	<p>□ (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。</p> <p>①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>④教授会議事録を整備している。</p> <p>⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。</p>
<b>C ガバナンス</b>	
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<p>□ (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。</p> <p>□ (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。</p> <p>□ (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。</p> <p>□ (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。</p> <p>□ (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 4 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。</p> <p>□ (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p>
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	<p>□ (1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。</p> <p>□ (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。</p> <p>□ (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。</p> <p>□ (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p>
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<p>□ (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。</p>

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
	<p><input type="checkbox"/> (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p>
<b>D 情報公表</b>	
区分	点検・評価の観点
基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	<p><input type="checkbox"/> (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。</p>
<p>専門職大学の評価基準観点表</p> <p>(略)</p> <p>国立大学の評価基準観点表</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <p><b>D 財的資源</b></p> <p>・基準Ⅲ-D-1 を次のとおりとする。</p>	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<p><input type="checkbox"/> (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①損益計算書は、過去 3 年間にわたり均衡している。</p> <p>(略)</p>
<p>基準Ⅳ 大学運営とガバナンス</p> <p><b>A 大学設置法人の意思決定</b></p> <p>・基準Ⅳ-A-1 を次のとおりとする。</p>	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。	<p><input type="checkbox"/> (1) 国立大学法人の長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 国立大学法人の意思決定は法令等に基づき適切に行われている。</p>

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
	<input type="checkbox"/> (3) 役員は、その職務に法的な責任があることを認識している。
<b>B 教学運営</b> ・基準IV-B-1 を次のとおりとする。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	<input type="checkbox"/> (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ②学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。 ③学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 <input type="checkbox"/> (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。 ①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 ②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 ③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営している。 ④教授会議事録を整備している。 ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。
<b>C ガバナンス</b> ・基準IV-C-1、基準IV-C-2 及び基準IV-C-3 を次のとおりとする。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 監事は、国立大学法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について適宜監査している。 <input type="checkbox"/> (2) 監事は、国立大学法人の業務及び財産の状況の監査を行い、法令等に基づき毎会計年度、監査報告を作成している。 <input type="checkbox"/> (3) 監事は、国立大学法人が法令に基づく認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときに、これらの書類を調査している。 <input type="checkbox"/> (4) 監事は、その職務に法的な責任があることを認識している。
区分	点検・評価の観点

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	<input type="checkbox"/> (1) 経営協議会は、法令に定める経営に関する重要事項を審議している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 会計監査人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を行い会計監査報告を作成している。 <input type="checkbox"/> (2) 会計監査人は、その職務に法的な責任があることを認識している。
<b>D 情報公表</b>	
・基準IV-D-1 を次のとおりとする。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	<input type="checkbox"/> (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
公立大学の評価基準観点表	
(1) 公立大学法人の場合	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	
<b>D 財的資源</b>	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<input type="checkbox"/> (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①損益計算書は、過去 3 年間にわたり均衡している。 (略)
基準IV 大学運営とガバナンス	
<b>A 大学設置法人の意思決定</b>	
・基準IV-A-1 を次のとおりとする。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。	<input type="checkbox"/> (1) 公立大学法人の長は、公立大学法人を代表し、その業務を総理している。 <input type="checkbox"/> (2) 公立大学法人の意思決定は法令等に基づき適切に行われている。

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧

	<input type="checkbox"/> (3) 役員は、その職務に法的な責任があることを認識している。 <input type="checkbox"/> (4) 公立大学法人が定めた又は採用したガバナンス・コードに対する適合状況を確認している。
--	--

**B 教学運営**

・基準IV-B-1 を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	<input type="checkbox"/> (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ②学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。 ③学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 <input type="checkbox"/> (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。 ①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 ②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 ③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営している。 ④教授会議事録を整備している。 ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

**C ガバナンス**

・基準IV-C-1、基準IV-C-2 及び基準IV-C-3 を次のとおりとする。

区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 監事は、公立大学法人の業務を監査し、公立大学法人の規則に基づき、毎会計年度、監査報告を作成している。 <input type="checkbox"/> (2) 監事は、公立大学法人が法令に基づく認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときに、これらの書類を調査している。 <input type="checkbox"/> (3) 監事は、その職務に法的な責任があることを認識している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、	<input type="checkbox"/> (1) 経営審議機関は、定款で定める経営に関する重要事項を審議している。

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
諮問機関等として適切に運営している。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 会計監査人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を行い会計監査報告を作成している。 <input type="checkbox"/> (2) 会計監査人は、その職務に法的な責任があることを認識している。
<b>D 情報公表</b>	
・基準IV-D-1 を次のとおりとする。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	<input type="checkbox"/> (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
(2) 公立大学法人以外の場合	
<b>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</b>	
<b>D 財的資源</b>	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<input type="checkbox"/> (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ① 経営的収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。 (略)
<b>基準Ⅳ 大学運営とガバナンス</b>	
<b>A 大学設置法人の意思決定</b>	
(略)	
<b>C ガバナンス</b>	
・基準IV-C-1 を次のとおりとし、 <b>基準IV-C-2 及び基準IV-C-3 を削除</b> する。	
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 ガバナンスが適切に機能している。	(略) <input type="checkbox"/> (5) 公立大学が定めた又は採用したガバナンス・コードに対する適合状況を確認している。
<b>D 情報公表</b>	
・基準IV-D-1 を次のとおりとする。	

令和 8 年度 「大学評価基準観点表」 修正一覧表

「大学評価基準観点表」 修正一覧	
区分	点検・評価の観点
基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	<input type="checkbox"/> (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

以上